

第482回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和4年3月16日(水) 12時56分～14時45分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和4年3月7日(月)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(14人) 北田國一, 川岡勝義, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆,
樋口元武, 下前清弘, 山田正通, 海野徹也, 川下求, 野田秀明,
高田幸典, 松下博紀

県(7人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	参 事	半田 浩之
	〃	主 査	杉岡 光
	〃	技 師	房尾奈生子
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	三浦健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之(Web出席)

事務局(2人) 山根次長, 中林主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第26号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(栽培漁業基本計画)について

第27号議案 広島県資源管理方針の変更について

第28号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について

第29号議案 漁業許可に係る制限措置及び申請期間等について

(2) 報告事項

6 議事の経過

12時56分、事務局の山根次長から第482回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に川岡委員と高橋委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第26号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（栽培漁業基本計画）について】

議長 第26号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、26号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

杉岡主査 （資料1により、第8次広島県栽培漁業基本計画案の主な改正内容〔量産技術の開発に着手する魚種としてマナマコを追加すること、環境の変化等に応じた放流効果を得るため技術開発段階の評価を見直すこと等〕について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 第7次の旧5か年計画の技術開発段階と比較して、第8次の技術開発段階で過去のレベルよりも落ちたと評価されている魚種が多くあります。これは検証結果によるのだと思いますが、魚種毎に検証基準は違うのでしょうか、それとも一律の検証基準があるのでしょうか。

杉岡主査 厳密な効果検証というのは難しい面がありますが、放流量と漁獲量の関係を見ると、近年は各魚種で相関が見られなくなっている傾向があると感じています。

山田委員 例えば資料1-1裏面の表中で、マダイ、ヒラメ、ガザミ、ヨシエビはいずれも平成26年度の段階がFで平成33年度の段階もFということで、完成した段階の評価だったのだと思います。それを魚種毎に評価してみたら、段階が落ちていたということだと思います。環境や種苗性の問題もあると思いますが、もう一つは放流技術がどの程度進んでいるのか検証する必要があると思います。放流技術については、今後どのようにしようと考えているのでしょうか。

私も栽培協会の理事長をしていて、良い種苗をたくさん作るように栽培協会の職員さんと取り組んできましたが、その当時のレベルからガクッと落ちているような評価ですので、どこに問題があったと考えているのか教えてください。

杉岡主査 マダイとヒラメに関してはFということで、事業性が確立しているという評価でしたが、国全体がT A C魚種へ移行ということで資源評価が行われています。最新の資源評価では、マダイとヒラメに関しては昔ほど放流の寄与度がないという

評価があります。放流技術というよりは、資源の状態や環境の状態を含めて、放流の事業性を評価する必要があると考えています。

ガザミに関してもFという評価でしたが、こちらは放流技術に関するところです。本県ではC3種苗の放流に取り組んできましたが、流れ藻について移動しているガザミの生態などが明らかになっていますので、本年度から栽培漁業協会にも参加いただいて、新たなC1種苗の放流技術の検討を始めたところです。そういった意味でCという評価としています。

ヨシエビについては判断が難しいところですが、エビ類は漁獲の好不調が激しいという課題がありますので、Dという評価としています。

山田委員 種苗放流の技術というのは従来から検討されていて、それに沿って生産した種苗を放流していたのだと思います。それを改めて、今回はランクを落とした評価をされていますが、具体的な目標が見えているのでしょうか。放流技術にしても種苗性にしても、どうお考えでしょうか。

杉岡主査 放流技術については各魚種で放流マニュアルがありましたが、見直しは進めていきたいと思います。

山田委員 今後どのように放流や種苗生産の技術開発をするのか、また評価基準についてもそうですが、ある程度きちっとしたものを作らないと、5年後も同じでは県庁も困ることになると思います。これらの整理はされているのでしょうか、それともこれからなのでしょうか。

杉岡主査 これから整理することになります。放流効果を数値化して具体的に検証する手法がありませんので、これから検討する必要があります。

山田委員 もう1点、資料1-2の9頁の表で、それぞれの機関の役割が記載されていますが、効果把握の欄で栽培漁業協会に「調査等」とあり、その他の機関は「調査協力」や「調査等支援」とあります。放流効果の調査は栽培協会がするのですか。

杉岡主査 栽培協会が放流種苗を生産していますので、漁業者への聞き取りを含めて効果把握をしていただきたいと思います。

山田委員 これまで栽培協会では効果把握はしていませんでしたよね。

杉岡主査 栽培協会では調査はしていませんでしたが、県としてもデータを共有しながら連携して対応していきたいと考えています。

山田委員 私が言っているのは、どこが事業主体で効果把握をされるのかということです。

杉岡主査 基本的には栽培協会が中心となって、纏めていく方が良いと思っています。

山田委員 調査費は県から出されるのですか。

杉岡主査 調査の内容については、どのようなことができるのかお話をしている段階です。

山田委員 別件で第7次するときも議論になったのですが、クロメバルという魚種があります。第7次からクロメバルという名称になっていて、以前はメバル類だったと思います

が、クロメバルという名称で良いのでしょうか。親魚がいる自然界ではシロメバルもアカメバルも交じって交雑していると思います。クロメバルという単一魚種を生産しているのか調査しているのでしょうか。当時の委員さんで大学の先生が、この名称でなければならないと主張されたのですが、名称を変える考えはないのでしょうか。クロメバルを単一で生産することは難しいと思います。

杉岡主査 前回の変更において、大学の先生の指摘でクロメバルという記載になったと聞いています。厳密に調査をしたわけではありませんが、栽培協会の担当者からはクロメバル単一と考えて差し支えないのではと聞いていますので、特に変える予定はありません。

山田委員 アカメバル、シロメバル、クロメバルで生息する地域性があると聞いたように思いますが、どうですか。

杉岡主査 今回の計画でその点については議論していません。

山田委員 分かりました。

濱松委員 どこの地区でも行政が種苗放流に対して補助をしていると思いますが、地元で要望が少ない魚種に対する補助は難しいという意見があります。当然、私もそう思います。それに替わる魚種として、マダコの種苗放流をしてもらってはという話がありますが、第8次の計画でマナマコのように追加することはできませんか。

杉岡主査 マダコに関する要望は聞いておりました。国における技術開発段階を確認したところ、完全養殖を前提としたもので、コストが非常に高いということでした。放流用種苗の生産技術としては確立されていない状況でしたので、今回の計画ではマナマコのみ追加しています。これから技術開発が進んで、放流用種苗としての開発ができた段階で検討したいと思います。

濱松委員 放流種苗のサイズとか大きさの認識が、県と我々で違うのだと思います。ふ化した状態で何万尾という単位で放流してもらえばと思っています。50グラムや100グラムに成長したものを放流してほしいわけではないのですが。

杉岡主査 香川県が技術検証している中で、玉ねぎネットのようなものを用いてマダコを飼育したような形で産卵させて放流する方法があることを聞きましたので、種苗生産ではありませんが、現地に情報提供するなどして対応しています。

濱松委員 そういう希望があることを頭において、できるだけ努力してもらいたい。

高田委員 1点教えてください。9頁の栽培漁業の役割分担のところ、市町の効果把握の欄に「調査等支援」とありますが、具体的にはどのようなものを想定していますか。

杉岡主査 市町においても独自に放流に取り組まれていることもありますので、地元漁協・漁業者への聞き取りや、連絡調整・情報共有をお願いしたいと考えています。

高田委員 分かりました。

海野委員 各水産振興協議会や各漁協から要望はあったものの、県で検討した結果、計画に

載らなかったものなどがありますか。先ほど濱松委員が言われたマダコのようなものは、他にありませんでしたか。

杉岡主査 第7次の魚種については、現状維持もしくは少し増やしたいという意見を頂いています。濱松委員からあったマダコのほかは、地区によっては魚種毎の増減について要望はありました。新たな魚種として要望が多かったのがマナマコであったので、追加しました。

海野委員 それと山田委員が言われた資料1-1裏面の表のランキングですが、私も違和感を覚えたので何か注釈を書いた方が良いと思います。この資料が残るのかわかりませんが、FであったものがCやDになったというだけでは、あまり良くないかなと思います。

もう1点、これも山田委員が指摘されたところですが、9頁の放流効果の把握は大事なところだと思います。漁獲量だけで見ていると同じ状況になると思います。マナマコなどは標識が難しい面があるかもしれませんが、放流効果を把握するためには、水産海洋技術センターや国の研究機関と連携して把握すべきだと思います。

また、魚種毎のランキングがAからFまであって、A→Bとランクを上げていくのが正攻法だとは思いますが、しかし、魚種によっては、こじんまり生産して放流効果を検証して、それからスケールアップする方法があっても良いのではないかと思います。量産して放流したはいいが、放流効果がないと元に戻ってしまうので、そのような方法も検討されてはどうかと思います。

議案そのものについては、問題ないと思います。

北田議長 他にありませんか。

松下委員 8頁のEの説明書きにある費用負担ですが、基本的には県が負担するのですか。

杉岡主査 栽培漁業に関する費用負担について、竹原の栽培漁業センターは県の所有ですので、施設は県の負担で指定管理により運営しています。生産した種苗の代金については、広島県においては漁業振興基金や各漁業団体にご負担いただいています。

松下委員 そうすると、先ほどから議論になっている効果把握が大事になると思います。Dの説明書きに「受益の範囲と程度を把握する」とありますが、負担割合が変わるなどあるのですか。

杉岡主査 基本的に種苗放流は漁業者の主体的な取り組みと位置付けていますので、負担の割合や受益の範囲に関しても、漁業者の主体的な取り組みとして考えています。一旦放流した種苗は無主物となりますので、広く漁業者が受益者になる取り組みと考えています。

松下委員 一種の経済的合理性だけでは考えていない、ということですね。

杉岡主査 そうですね。公共的な側面もありますので、県が施設の運営をしているということです。

松下委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。第26号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 なお、趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正については、県に一任することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしと認め、第26号議案は左様に承認します。

【第27号議案 広島県資源管理方針の変更について】

【第28号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について】

議長 続いて、第27号議案「広島県資源管理方針の変更について」に移りますが、次の第28号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」と関連がありますので、一括で上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、27号議案及び第28号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

杉岡主査 （資料2により、令和4管理年度のくろまぐろの資源管理について小型魚0.2トン、大型魚1トンとすること等を説明した。また、資料3により県報告示する内容について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。（意見なし）

議長 無いようですので採決に移ります。

第27号議案「広島県資源管理方針の変更について」と第28号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第27号議案と第28号議案は原案のとおり承認します。

【第29号議案 漁業許可に係る制限措置及び申請期間等について】

議長 続いて、第29号議案「漁業許可に係る制限措置及び申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、29号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料4により、新規漁業許可の調査を行った経緯、調査結果、定数変更案及び

申請期間等の告示について説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。
山田委員 資料4-1の2頁について、安芸海域・中部海域・備後海域の定数に関する変更部分が色分けして記載されています。3頁は組合別の話なので簡単なのですが、広い海域で調整するのは難しかったのだらうと思います。その中で安芸海域だけ要望数aと調整済数cが違います。例えば、一枚建刺し網では要望数20と調整済数17、たこ壺は22と7、あなご筒は24と5となっていて、その他の海域や漁業種類では同じ数字となっています。安芸海域の返納数は大きな数字ですが、安芸海域の要望数と調整済数が違う要因としては「廃業見合い」が関係しているのでしょうか。

三浦主査 安芸海域の一枚建刺し網で見えますと、要望数20に対して返納数24ですので、数字だけを見ると要望数の方が少ないのですが、返納された方から承継する引継ぎ調整が整わなかったものがあるということです。従来であれば、許可の調整届でお互いの組合長印を確認する手続きのイメージです。返納された方が自組合や組合間で承継することについて合意すれば調整済数にカウントするのですが、返納数よりも調整済数が少ないということは、引継ぎ調整が整わなかったものが含まれるということです。今まで許可を持っていなかった漁協が、他の漁協に承継をお願いした、或いはお願いしようとしたけれども、叶わなかった要望も含まれるということです。

山田委員 分かりました。それと、廃業見合いというのはこれから廃業する見込みの数ということですか。

三浦主査 今回については、海区委員会への諮問までに返納するよう指導していますので、現段階では返納された数になりますが、要望調査の時点では返納予定の数も含まれています。

山田委員 調査するときに返納された数は、返納数に含まれるということですね。

三浦主査 そうなります。

議長 他にご意見はありませんか。

無ければ採決に移ります。第29号議案「漁業許可に係る制限措置及び申請期間等について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第29号議案は原案のとおり承認します。

(2) 報告事項

【令和4年度における各連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議長 続いて、報告事項に移ります。

「令和4年度における各連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」です。内容について、事務局から説明してください。

山根次長 (資料5により、対岡山・香川・愛媛の連合海区漁業調整委員会の開催結果について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

議長 ご意見はありませんか。

(意見なし)

(3) その他

議長 なければ、その他に移ります。特に議題はないようですが、委員の皆様から何かございますか。

米田委員 いわし船びき網について、網船と指揮船と運搬船の船団について県に届出するよう規定されていますが、これは1つの船団と見なすのでしょうか。

三浦主査 業務の都合により届出するように規定していますが、届出した船団以外の船が入っていたから違反というわけではありません。例えば、2つの経営体が共同で操業して、運搬船は片方の届出した船だけが運搬するような実態もあると聞いていますが、違反ではありません。

米田委員 そういうことではなくて、3隻で届出した漁船は1船団と見なすのでしょうか。

三浦主査 船団としては1つですが、何か具体的な事例がありますか。

米田委員 指揮船がかき筏漁場の中に入って、水揚げ作業中のカキ船に衝突した事故がありました。朝4時頃の事故で、そもそも1月に4時から操業できるのがおかしいと思うのですが。指揮船によるイワシの探索が操業に当たるのか知りたいです。

三浦主査 事故については県も承知しています。探索船がカキ船に衝突したのですが、いわし網漁業許可の「養殖施設から50メートル以内は操業してはならない」という条件は網船に対して適用されるもので、探索船が養殖施設の50メートル以内を航行したから違反とはなりません。

先ほどおかしいと言われた4時からの操業については、イワシ鮮魚出荷のために4時からと規定されているのですが、漁業者であれば早朝にカキ船が水揚げ作業をすることは予測できることなので、今回の事故は操業マナーの点で気を付けるべき点があったと思います。違反操業かということ、網船ではないので違反ではありません。

米田委員 それでは網船だけを届出すればいいのですか。

三浦主査 県としては船団を把握する必要があるため届出してもらっています。漁業取締りとしても必要な情報であるため、県の取締船や保安部署に情報提供しています。

川下委員 操業の考え方として、パッチ網は網船だけでは操業できないので、3隻なり4隻で1統と考えれば、当然のこと探索も操業の一環と見なされるのではないですか。

三浦主査 操業の開始については、判例などでも議論があるところですが。広島県では該当あ

りませんが、イカ釣り漁船についてはイカの集魚のために電灯をつけた時点が操業開始という判断があります。イワシ網について、探索行為も操業に含まれるという解釈もありますが、航行しているのか探索しているのかの違いは外から判断できません。どの時点が操業開始になるのかという定義の話になりますので、この場で明確にお答えすることはできません。

米田委員 今のお話では、探索船が網船の近くにいっても航行しているだけということですか。

三浦主査 実際取締りで違反として検挙するには、航行ではなく探索していることを証明する必要がありますが、本人の意思に関わるところですので困難と思われれます。

箱崎委員 操業時間が決まっています、港を出たら操業と一緒にではないの。

木村課長 一つの会社の船団ですので、網船・探索船・運搬船のグループで操業しているのが実態だと思いますが、漁業許可の制限条件は網を曳く区域と時間を定めているので、探索船や運搬船が区域外を航行しても違反にはなりません。

議長 船団は3隻から4隻ですが、許可は網船だけということですか。

木村課長 事故のことについては、県も十分承知しています。今後このようなことがないように、会社と漁協に対して指導会をしています。

米田委員 確かにそうですが、人命に係ることなのです。以前から苦情はありました。事故がなかったから言っていないんですけど、狭い水道で朝4時から6隻くらいがカキ船の周りを高速で航行するのですよ。

木村課長 この海区委員会は、漁業の許認可に関することを審議・協議する場です。海上交通や安全航行に関することは漁業法の所掌の外ですので、海上保安部などが指導なり対応することになります。

下前委員 養殖施設から50メートル以内というのは、曳航船のことですか、それとも網のことですか。

小川主査 養殖施設から50メートル以内は操業してはならないという規制は、漁具を入れて漁獲をする行為ですので、パッチ網で言えば網船の操業に係るものです。指揮船や運搬船は対象ではありません。

高橋委員 これは網が入っていても、船が入っていても違反になるのでしょうか。

松下委員 先ほど所掌の権限の範囲と言われましたが、海上安全と漁業の許可の話は別であると理解したのですが、許可を与える立場として航行上の保安を満たすものを検討することも可能と思うのですがいかがでしょうか。規制する・捕まえるというのは海上保安庁の仕事なのかもしれませんが、漁業をするに当たって危険があるのではないかという話だと思います。いわし網の許可をするに当たって、行政指導として織り込むことは可能ではないかと思えます。

木村課長 いわし網のような大きな漁業は、先ほど単年許可と説明がありましたが、許可をするに当たって装備や馬力の条件を満たしているか確認したうえで許可するという

たてりです。

松下委員 長年そういう苦情があるのであれば、許可を与えるに当たって条件を守るように誓約書を提出させるなどできると思います。

小川主査 今回の問題は、まだ暗いうちにカキ筏の近くを指揮船が高速で航行して事故が起こってしまった、或いは事故の危険性があるというものです。作業中のカキ船の近くを航行するとき気を付けることは、いわし網に限らずどの船であっても許される行為ではありません。いわゆるマナーの問題であると考えています。マナーの問題だから守らなくていいわけではなく、船舶を使用する者の全てが心掛けて守るべきことと考えています。漁業の制限条件に入れるということではなく、いわし網業界とかき業界の間でマナーとして今後どうするかということから、話し合いの場を設けて協議をしていきたいと考えています。

議長 長 よろしいですか。他に何かありませんか。

箱崎委員 ちょっと事務局に聞きたいことがあります。愛媛県東部海域への入漁について、統数の枠の中で調整しても良いか、確認しておいてもらいたい。120統から減統した際には、その中で調整をしたことがあったと思いますが。

山根次長 愛媛県東部海域において、このたび80統から70統に落とした枠について、因島市漁協が落とした枠の数を、少し増やせないかということでしょうか。

箱崎委員 そうではなくて、70統の中で調整してもよろしいかということです。

山根次長 70統の中で組合間の枠を調整することは可能です。今日は協定表が手元にありませんが、協定に記載されている組合別の枠を超えることはできません。組合別の枠の範囲内で70統の内訳を調整することは、愛媛海区などと調整していきたいと思えます。

箱崎委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

無いようであれば、これをもちまして第482回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後2時45分 閉会)